

主な論点についての議論の整理

1 高等学校等就学支援金関係（授業料支援）

（1）制度見直しを踏まえた支援対象や支給額の在り方

【現状等】

○H26より所得制限（年収目安910万円）を導入。捻出財源（約900億）で、私立授業料についての加算措置を拡充するとともに、奨学給付金事業等を創設。就学支援金の対象としては全体の約8割をカバー。

（※）私立高校の平均授業料と就学支援金支給額の差は以下のとおり。

- ・ 2.5倍加算（年収目安250万円以下） 約10万円
- ・ 2倍加算（年収目安250～350万円） 約16万円
- ・ 1.5倍加算（年収目安350～590万円） 約22万円
- ・ 基準額（年収目安590～910万円） 約27万円

（※）私立高校については、施設整備費は平均約17万円、入学金は平均約16万円

○国の支援に加え、都道府県の独自支援が行われている。

○高校入学定員全体に占める私立の割合は、H19年度33% → H28年度33.2%

○低所得世帯の学校選択の幅が拡大。所得階層別割合の推移をみると、2倍加算（年収目安250～350万円）の層は、4%（H22）⇒8.9%（H27）

○都の調査では、私立高校に進学した理由として、困窮層の半数以上が、「公立高校の入試に合格しなかった」ことをあげている。

○経済的理由による中退者数は、制度導入前に比べ、公立・私立とも減少。

○都道府県・団体アンケートで、充実の方向性として優先度が高いとされたのは、2.5倍加算層や2倍加算層についての加算拡充。

【ヒアリング等における主な意見】

○特に初年度納付金における公私の差は大きく、支援が不足しているため、私立の支援水準を引き上げて欲しい。

○私立については学納金（授業料＋施設整備費）平均額まで国が支援すべき。

○普遍主義的制度とするため所得制限の撤廃を検討すべき。

（※）旧制度下では、高等学校等は国民的な教育機関となっており、その教育効果は広く社会に還元されるものであることから、その教育費について社会全体で負担していく方向で諸施策を進めていくべきといった考えから所得制限は設けられなかった。

（※）新制度では、厳しい財政状況の下、限られた財源を有効活用する観点から、所得制限を設け、低所得世帯の生徒への支援や公私間格差の是正にあてるための財源を捻出することとされた。

⇒支援の拡充が必要な場合、優先順位の高い支援は何か。

(2) 国と地方自治体との役割分担

【現状等】

- 就学支援金事業は全額国庫負担であるが、都道府県が低所得者層を中心に私学の授業料について独自の上乗せ支援を実施。また、13道府県が施設整備費支援、21県が入学金支援を実施。
- 一方、奨学給付金事業は、都道府県が実施する事業に国が補助する事業（1/3国庫補助、2/3地方交付税措置）また、貸与制奨学金事業については、日本学生支援機構から都道府県に移管されている。
- 都道府県の独自支援については、支給要件の違いがあり、他県の高校に進学する場合に支給されないといった場合がある。
- 都道府県・団体アンケートにおいて、充実の方向性として優先度が高いとされたのは、2.5倍加算層や2倍加算層への加算拡充（再掲）。

【ヒアリング等における主な意見】

- 地方自治体の財政状況が厳しく、独自支援をこれ以上上乗せすることが難しいため、国の支援を増額してもらいたい。
 - 都道府県間で格差が生じていることもあり、国の基準額を更に増額すべき。
- ⇒国と都道府県の支援が一体となり、教育費負担を軽減することが重要。
- ⇒国に求められる役割は何か。

(3) 所得の判定方法

【現状等】

- 保護者の市町村民税所得割額を用いて判定（全国一律）。
- 住宅ローン、ふるさと納税等の税額控除により、判定結果に不公平が生じている。
- 年少扶養控除の廃止等で家族構成を考慮する機能が低下。
- 保護者が海外在住の場合は所得の確認が困難であるため基準額を支給。

【ヒアリング等における主な意見】

- 税額控除や独自の税率を課す場合の影響を踏まえ、判断基準を「課税所得金額」とすべき。
 - 分かりやすさの観点や変更に伴う混乱を避ける観点から、現行制度を基本とすべき。
 - 16歳未満の子供についての教育費負担を考慮できる基準を設定すべき。
 - 多子世帯には、収入基準だけではなく、各家庭の事情に寄り添った基準も必要。
 - 保護者の海外在住等により現状と一致しない世帯について公平な支出となるようにすべき。
 - 各地域の所得差、物価調整等の反映が必要。
 - 事務処理システム導入の際に、収入や世帯の状況が適切に把握できる制度設計にすべき。
- ⇒判定基準を「課税所得金額」に変更することの是非。
- ⇒家族構成等をより勘案できる基準とすることは可能か。
- ⇒海外在住等の場合の所得把握は可能か。

(4) 支給期間等の上限

【現状等】

- 支給期間36月（定時制・通信制は48月）、単位数に応じて授業料の額を定める場合には74単位が上限。これは、一定の修業年限や修得単位で高校等を卒業する者が受けられる就学支援金の総額との均衡の観点や、留年した者などに対して無制限に公費を支出し続けることがないようにする観点からのもの。
- 上限を超過した者に対する支援を行う都道府県あり。
- 過去に高校等を中退し、改めて高校等で学び直す者に対しては、平成26年度から予算補助により授業料支援を実施。

【ヒアリング等における主な意見】

- 超過部分についても対象とすべき。
- ⇒超過部分についても国の支援の対象とすべきか。

(5) 事務負担の軽減、その他

【現状等】

- 所得制限の導入により、保護者や職員の作業量が増大。
- 国からは事務費を都道府県に交付。
- マイナンバーに対応した事務処理システムを平成31年4月から導入予定。現状では、生徒・保護者は、課税証明書を含む関係書類の提出が3年間で4度必要であるところ、システム導入後は、原則、マイナンバーカードの写しを含む関係書類を1度提出すればよいことになる。また、職員が行っている受給資格や加算区分の確認が自動で判定可能となる。

【ヒアリング等における主な意見】

- 事務処理システム導入にあたっては都道府県の実情に合わせた柔軟なシステムにすべき。
 - 提出書類の不備等が多いため、より分かりやすい制度とすべき。また、書類作成等が困難な家庭へのサポートが必要。
 - 提出書類作成が困難といった場合、スクールソーシャルワーカーとの連携により支援すべき。
 - 現場からの問い合わせに対し、どう対応すればよいかをまとめたQ&Aの作成が必要。
 - 制度の意義の周知が必要。
- ⇒マイナンバーに対応した事務処理システムを、柔軟で分かりやすいシステムとすることにより、保護者及び職員の負担を軽減すべき。また、書類作成等が困難な家庭へのサポートやQ&Aの作成等、事務負担の軽減策を検討すべき。

2 高校生等奨学給付金関係（授業料以外の支援）

（1）支援対象や支給額の在り方

【現状等】

- 生活保護受給世帯及び非課税世帯の高校生等に、授業料以外の教育費負担（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費等）を軽減するために支給。
- 「第1子」と「第2子以降」（15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合）で支給額に差あり。
- 都道府県・団体アンケートにおいて、充実の方向性として優先度が高いとされたのは、「第1子」の支給額の引き上げであり、次いで、「第2子以降」該当範囲の拡大や非課税以上層への支給対象の拡大。

【ヒアリング等における主な意見】

- 「第1子」と「第2子以降」の支給額の差をなくすべき。
 - 「第2子以降」の対象範囲を拡大すべき。
 - 入学時の費用や通学費に対する支援が必要。
 - 中学段階の就学援助から切れ目のない支援とするため、所得制限の緩和による支給対象範囲の拡大を行うべき。
 - 奨学給付金を学校が事実上代理受領する方式の検討。
- ⇒支援の拡充が必要な場合、優先順位の高い支援は何か。

（2）情報ギャップ問題

【現状等】

- 奨学給付金事業は、都道府県が実施する事業に国が補助する事業であり、一部の都道府県から自県で納税していない生徒・保護者に県費を負担することは適切ではないという意見があったことから、保護者等が在住する都道府県が支給することとしている（在住地主義）。一方、就学支援金は、全額国庫負担であり、生徒の通う学校が所在する都道府県が支給することとしている（在校地主義）。
- 県外の学校へ進学する場合、奨学給付金制度の周知等が困難となっている。

（※）「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（H27.12閣議決定）」では、在校地主義とすることについて、平成28年度までの施行状況と合わせて検証し、平成29年度中に結論を得ることとされている。昨年度行った都道府県アンケートでは、現状どおりが望ましいとした県と、どちらも在校地主義とすることが望ましいとした県は、ほぼ同程度。現状どおりが望ましい理由として、自県で納税していない生徒・保護者に対して県費を負担することは望ましくない等があげられている。

【ヒアリング等における主な意見】

- 中学校から高校へ進学する際の市町村から都道府県への所管の変化や都道府県をまたぐ生徒移動に対し、支援の引き継ぎのための連携をどう確保するか。
- 中学校進路指導段階からの「高校生対象支援制度リスト（仮）」等の作成が必要。
- 県外の高校に通学する生徒への周知が課題。全額国庫負担とし、生徒が在学している学校のある都道府県に申請し給付できる制度とすべき。

(3) 事務負担の軽減、その他

【現状等】

- 「第1子」「第2子以降」の認定が必要であるため、確認作業が煩雑となっている。
- 補助事業であるため、就学支援金とは異なり、国からは事務費を交付していない。

【ヒアリング等における主な意見】

- 事務費等の経費を国が交付すべき。
 - 提出書類の不備等が多いため、より分かりやすい制度とすべき。また、書類作成等が困難な家庭へのサポートが必要（再掲）。
 - 提出書類の作成が困難といった場合、スクールソーシャルワーカーとの連携により支援すべき（再掲）。
 - 現場からの問い合わせに対し、どう対応すればよいかをまとめたQ&Aの作成が必要（再掲）。
 - 制度の意義の周知が必要（再掲）。
- ⇒書類作成等が困難な家庭へのサポートやQ&Aの作成等、事務負担の軽減策を検討すべき。